

【外国籍の方の子ども会への加入について】

外国籍の方々（子ども、大人）の子ども会への加入については、下記の点を全国子ども会連合会事務局（共済担当）の方に確認しましたので、お知らせします。 [R6.12.10]

- 1 加入はどなたでも OK です。
- 2 但し、活動中の事故やケガを補償する安全共済会については、日本国内の何らかの健康保険に加入しておくことが必要だそうです。

健康保険に加入されていないと、医療点数の確認ができないためだそうです。

※加入にあたっては、日本の健康保険加入を確認された方がいいということでした。健康保険に加入されていない方は、補償がありません。